第1章 評価の方法等

1 評価の目的

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「国土交通省研究開発評価指針」等に基づき、外部の専門家による客観性と正当性を確保した研究評価を行い、評価結果を研究の目的、計画の見直し等へ反映することを目的とする。

2 評価の対象

令和3年度開始予定の研究課題のうち、国総研が予算要求を行う研究課題についての事前評価を評価対象とした。令和2年7、8月の分科会の評価対象となった研究課題は7課題である。

第一部会

- ・下水道を核とした資源循環システムの広域化・共同化に関する研究
- ・氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究
- ・土砂・洪水発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発

第二部会

- ・浴槽レス浴室のバリアフリー基準に関する研究
- ・都市関連データのオープン化と利活用の推進に関する研究
- ・既存建築物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究

第三部会

・国際海上コンテナ背後輸送の効率化方策に関する研究

3 評価の視点

必要性、効率性及び有効性について、以下の観点を踏まえ、事前評価を行った。

【必要性】科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等

【効率性】計画・実施体制の妥当性等

【有効性】新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の育成等

4 研究評価委員会分科会の開催

専門的視点からの評価を行うため、各分野の専門家で構成された国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会を開催することとし、第1回分科会を令和2年7月14日、第2回分科会を令和2年7月22日、第3回分科会を令和2年8月3日に開催した。また、事前意見を伺うため、欠席の委員には事前に担当部会の資料を送付した。なお、分科会の前に国土技術政策総合研究所研究評価所内委員会を開催し、評価対象課題について、研究所として自己点検を行っている。

研究評価委員会分科会は、「国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則」に基づき、以下の構成となっている。

第一部会 主査 古米 弘明 東京大学教授

委員 岡本 直久 筑波大学教授

委員 鼎 信次郎 東京工業大学教授

委員 古関 潤一 東京大学教授

委員 執印 康裕 宇都宮大学教授

委員 菅原 正道 (一社)建設コンサルタンツ協会技術委員会委員長

パシフィックコンサルタンツ (株) 取締役 戦略企画

統括部長

委員 関本 義秀 東京大学准教授

委員 高野 伸栄 北海道大学教授

委員 田村 圭子 新潟大学教授

委員 西村 修 東北大学教授

第二部会 主査 大村 謙二郎 筑波大学名誉教授

GK 大村都市計画研究室代表

委員 伊香賀 俊治 慶應義塾大学教授

委員 定行 まり子 日本女子大学教授

委員 清野 明 (一社)住宅生產団体連合会建築規制合理化委員会

副委員長

三井ホーム(株)技術研究所管事

委員 長谷見 雄二 早稲田大学教授

委員 松本 由香 横浜国立大学教授

第三部会 主杳 兵藤 哲朗 東京海洋大学教授

委員 岩波 光保 東京工業大学教授

委員 喜多 秀行 神戸大学教授

委員 中野 晋 徳島大学教授

委員 野口 哲史 (一社)日本埋立浚渫教会技術委員会委員長

五洋建設(株) 取締役 土木本部長

委員 二村 真理子 東京女子大学教授

委員 横木 裕宗 茨城大学教授

(令和2年7月現在、主査以外五十音順・敬称略)

第1回分科会(令和2年7月14日)の評価担当部会は第二部会であり、大村主査と伊香賀、 清野、松本委員の各委員にご出席いただいた。

第2回分科会(令和2年7月22日)の評価担当部会は第一部会であり、古米主査と岡本、 鼎、古関、執印、関本、高野委員の各委員にオンラインでご出席いただいた。

第3回分科会(令和2年8月3日)の評価担当部会は第三部会であり、兵藤主査と岩波、喜 多、中野、野口、横木委員の各委員にオンラインでご出席いただいた。

5 評価の進め方

令和元年度の分科会では、以下のように評価を進めることとした。

- (1) **2 評価の対象**については、研究課題が主に対象とする分野に応じて、第 1~3 回分科会に分けて評価を行う。
- (2) 主査及び各委員から意見をいただくとともに、欠席の委員から事前に伺っている意見を紹介する。また、事前評価について評価用紙にご記入いただく。
- (3) 会議当日の審議内容、事前意見及び評価用紙の指標集計結果に基づき、主査が総括を行う。

<分科会委員が評価対象課題に参画している場合等の対応について>

評価対象課題のうち、当該部分の評価は行わないこととする。また、主査が評価対象課題に 参画している場合には、当該部分の評価を行う間、予め委員長が他の委員から指名する委員が、 主査の職務を代理することとする。(該当なし)

6 評価結果のとりまとめ

評価結果は、審議内容、評価用紙に基づき、主査の責任においてとりまとめられた。

7 評価結果の公表

評価結果は、本資料及び国総研ホームページにて公表することとした。また、議事録については国総研ホームページにて公開し、議事録における発言者名については、「主査」、「委員」、「事務局」等として表記することとした。